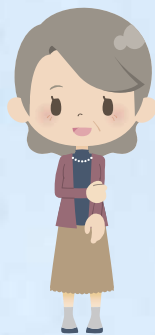


いざという時のために
知って安心



せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度

せい ねん こう けん とう き せい ど
成年後見登記制度



ほう む しょう じん きょく
法務省民事局

自分のためにみんなの安心 成年後見制度

Q1 成年後見制度とは、どんな制度ですか？



A 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

財産の管理 協議をする時 契約をする時

判断能力の不十分な方々

悪質商法などの不利益な契約

保護と支援

成年後見制度

法定後見制度

後見 保佐 補助

任意後見制度

Q2 法定後見制度と任意後見制度にはどのような違いがありますか？



A 法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決められることができるという違いがあります。そのほかの主な違いは、次の表のとおりです。

	法定後見制度 ほう てい こう けん せい ど	任意後見制度 にん い こう けん せい ど
制度の概要 せい ど がいよう	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する制度 (本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。)	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続 もうした て つづき	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要	①本人と任意後見人となる方との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える内容の契約(任意後見契約)を締結 →この契約は、公正証人が作成する公正証書により締結することが必要 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立て
申立てをすることができる方 もうした できる なた	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方(注1)
成年後見人等、任意後見人の権限 せい ねん こう けん にん とう けん げん	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等(注2)の選任 こう けん かん とう ちゆう せん にん	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任	全件で選任

(注1) 本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要です。ただし、本人が意思を表示することができないときは必要ありません。

(注2) 後見監督人等＝任意後見制度における任意後見監督人
法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人

Q3

法定後見制度とは、どんな制度ですか？



A 本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度が用意されています。「後見」、「保佐」、「補助」の主な違いは、次の表のとおりです。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注3)		
成年後見人等の同意が必要な行為	(注4)	民法13条1項所定の行為(注5)(注6)(注7)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注3)(注5)(注7)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注4)	同上(注5)(注6)(注7)	同上(注5)(注7)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注3)	同左(注3)

(注3) 本人以外の方の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判する場合も同じです。

(注4) 成年被後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注5) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注6) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注7) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

後見開始事例



- ① 本人の状況：統合失調症
- ② 申立人：叔母
- ③ 成年後見人：司法書士

本人は2年前に統合失調症を発症し、半年前から幻覚や妄想等の症状が悪化したため、入院しています。本人の家族構成は母一人子一人であったところ、その母が2か月前に死亡しました。唯一の親族である叔母は、引き続き本人が生活に必要な医療や福祉サービスを受けられるようにしたり、本人が亡母から相続した自宅の登記手続や自動車の処分等を行えるようにしたりするため、後見開始の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、叔母は遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、後見事務として、不動産の登記手続等が想定されたことから、司法書士が成年後見人に選任されました。

本人は、退院後は住み慣れた自宅で引き続き生活をしたいという意向を有していたため、成年後見人は、その意向を尊重し、自宅は売却せずに、維持費のかかる自動車だけを売却することにしました。

保佐開始事例



- ① 本人の状況：中程度の認知症の症状
- ② 申立人：長男
- ③ 保佐人：申立人

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、わからなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。本人は、住んでいた自宅が老朽化していることもあり、この際自宅の土地、建物を売りたいと長男に相談しました。そこで、長男は、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めることができました。

補助開始事例



- ① 本人の状況：軽度の認知症の症状
- ② 申立人：長男
- ③ 補助人：申立人

本人は、最近お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになり、また、貸金業者からの借金を繰り返すようになりました。困った長男が家庭裁判所に申立てをし、併せて本人が他人からお金を借りたり、他人の借金の保証人となることについて同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく貸金業者から借金をしたような場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

Q4

成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか？



A

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要などの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家や市民後見人その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

なお、後見開始等の審判を申し立てた人において特定の人が成年後見人等に選ばれることを希望していた場合であっても、家庭裁判所が希望どおりの人を成年後見人等に選任するとは限りません。希望に沿わない人が成年後見人等に選任された場合であっても、そのことを理由に後見開始等の審判に対して不服申立てをすることはできませんので、ご注意ください。

Q5

成年後見人等の役割は何ですか？



A

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。具体的には、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護契約の締結や医療費の支払などを行ったりします。もっとも、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。



Q6

成年後見の申立てをする方がいない場合は、
どうすればよいのでしょうか？



A 身寄りがないなどの理由で、申立てをする方がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長等に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

Q7

成年後見制度や保佐制度を利用した場合には、資格などの制限はありますか？



A これまで、各種の法律において、成年後見制度又は保佐制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」等が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。今後は、各資格・職種・営業許可等に必要能力の有無については、個別に判断されることとなります（注8）。

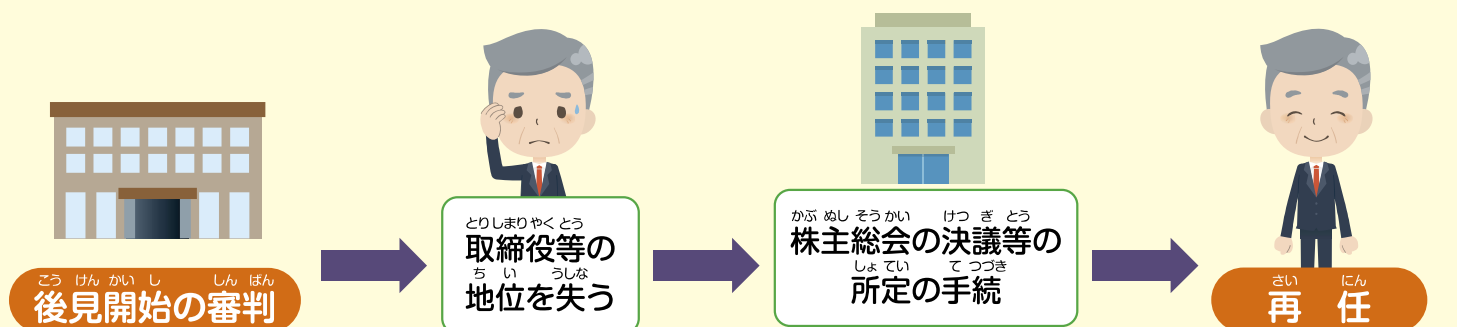
（注8）ただし、株式会社の取締役等については、Q8のとおりです。

Q8

株式会社の取締役をしていますが、
後見開始の審判を受けた後も、
取締役を続けられるのでしょうか？



A 令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等を踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。



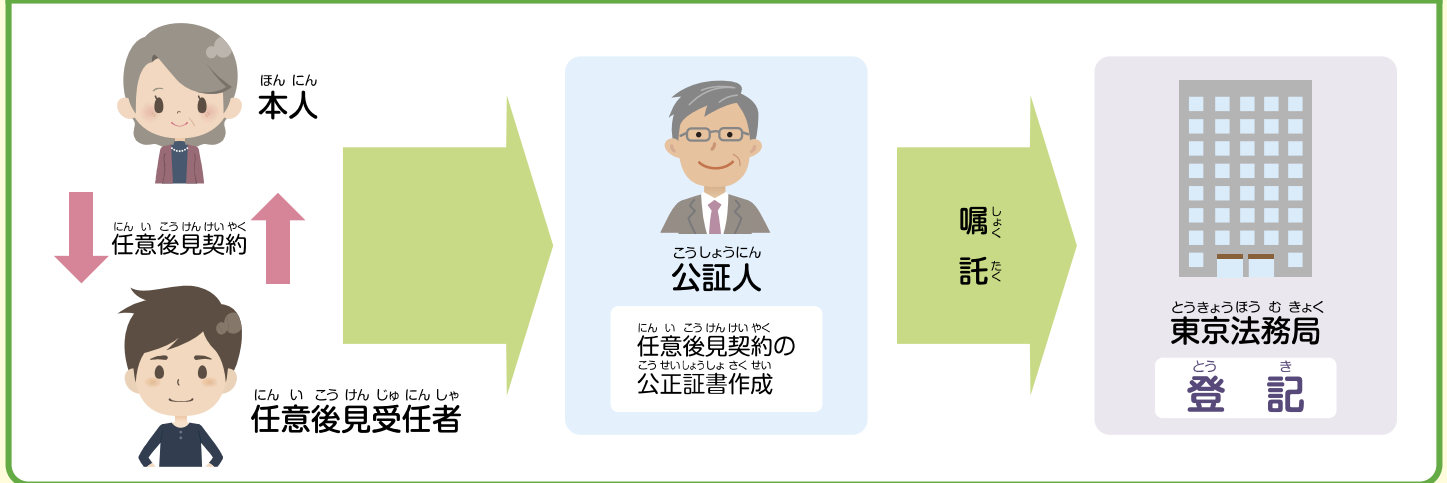
Q9

任意後見制度とは、どんな制度ですか？

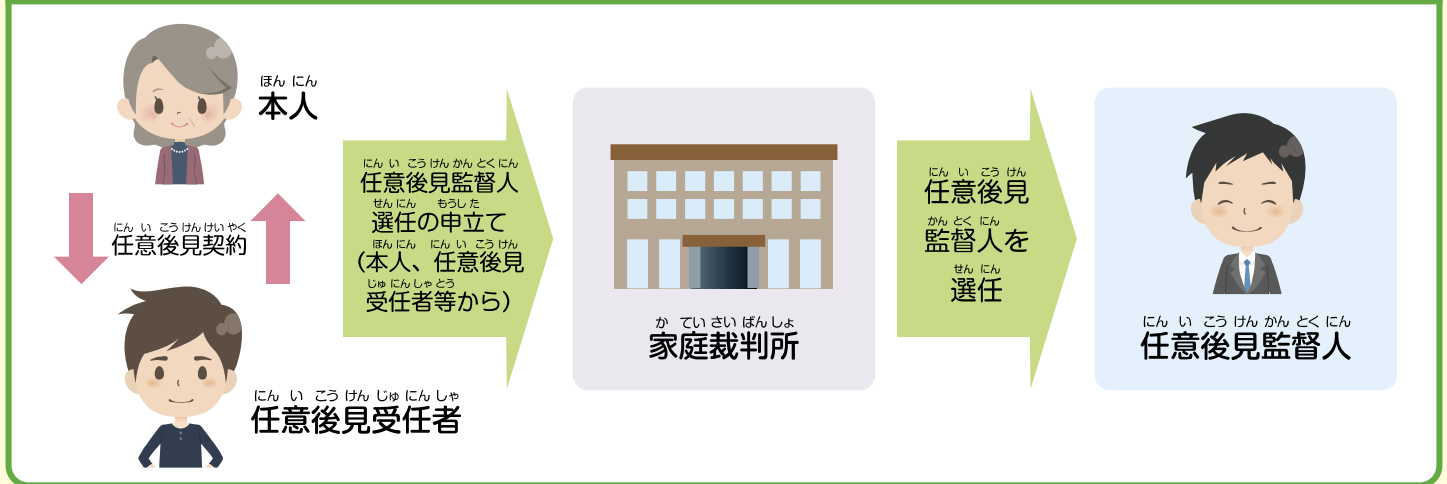


A 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

本人が十分な判断能力を有する時



本人の判断能力が低下した時



任意後見の開始



Q10

任意後見人はいつから委任された事務を始めるのですか？



A 任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。任意後見人は、この時から、任意後見契約で委任された事務を本人に代わって行います。

なお、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められます。

Q11

任意後見監督人の役割は何ですか？



A 任意後見監督人の役割は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督することです。また、本人と任意後見人の利益が相反する法律行為を行うときに、任意後見監督人が本人を代理します。任意後見監督人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

Q12

任意後見監督人にはどのような人が選ばれるのでしょうか？



A 任意後見監督人は、家庭裁判所によって選任されますが、その役割等から、本人の親族等ではなく、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律、福祉に関わる法人など）が選ばれることが多くなっています。なお、任意後見人となる方や、その近い親族（任意後見人となる方の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）等は任意後見監督人にはなれません。

任意後見監督人 選任事例



- ① 本人の状況：脳梗塞による認知症の症状
- ② 任意後見人：長女
- ③ 任意後見監督人：弁護士

本人は、記憶力や体力に衰えを感じ始めたことなどから、将来に備えて、できる限り自宅で生活を続けたいといった生活に関する希望などを伝えた上で、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状も現れました。そのため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判を申し立て、家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。

長女は、任意後見人として、事前に把握していた本人の意向を尊重し、本人が在宅で福祉サービスを受けられるようにしました。

Q13

法定後見制度を利用したいのですが、
法定後見開始の審判の申立てに必要な
費用はどのくらいかかるのでしょうか？



A		後見	保佐	補助
申立手数料 (収入印紙)	800円	800円 (注9)	800円 (注10)	
登記手数料 (収入印紙) ※	2,600円	2,600円	2,600円	
その他 (注11) (注12)	連絡用の郵便切手 (注13)、鑑定料 (注14)			

※当分の間、登記印紙も使用することができます。

(注9) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。

(注10) 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりません。これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。

(注11) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入力するための費用も別途かかります(申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください)。

(注12) 資力が乏しい方については、日本司法支援センター(愛称「法テラス」)が行う民事法律扶助による援助(申立代理人費用の立替えなど)を受けることができる場合があります。詳しくは法テラスの相談窓口(コールセンター 0570-078374)へお電話ください。
また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。

(注13) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注14) 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となっています。

法定後見制度の利用開始後に、成年後見人等から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払が必要となります。

Q14

任意後見契約公正証書を作成するために 必要な費用はどのくらいかかるのでしょうか？

A	公正証書作成の基本手数料	11,000円
	登記嘱託手数料	1,400円
	法務局に納付する印紙代	2,600円
	その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

上記費用とは別に、任意後見監督人選任の申立て費用が必要となります。

契約の内容によっては、任意後見人に対する報酬の支払が必要となります。

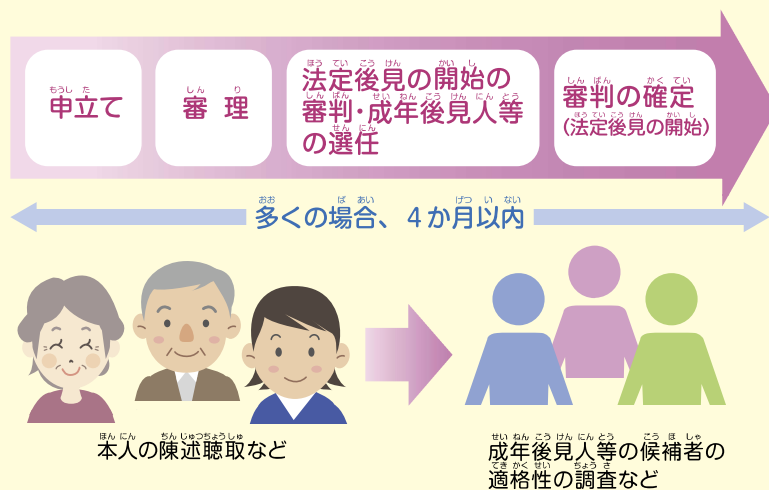
また、任意後見監督人から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払が必要となります。

Q15

法定後見制度を利用したいのですが、申立てから 開始までどれくらいの期間がかかるのでしょうか？

A 審理期間については、個々の事案により異なり、一概には言えません。多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっています。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。

法定後見の開始までの手続の流れの概略



Q16

法定後見が開始した後で、制度の利用をやめることはできますか？



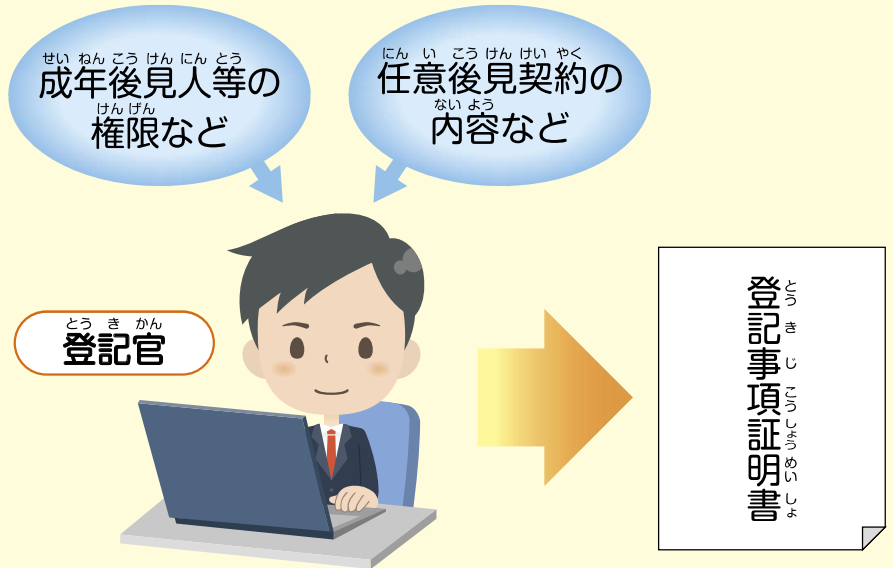
A 成年後見制度は判断能力が不十分な本人の権利を保護するための制度ですので、本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り、制度の利用を途中でやめることはできません。

自分のためにみんなの安心 成年後見登記制度

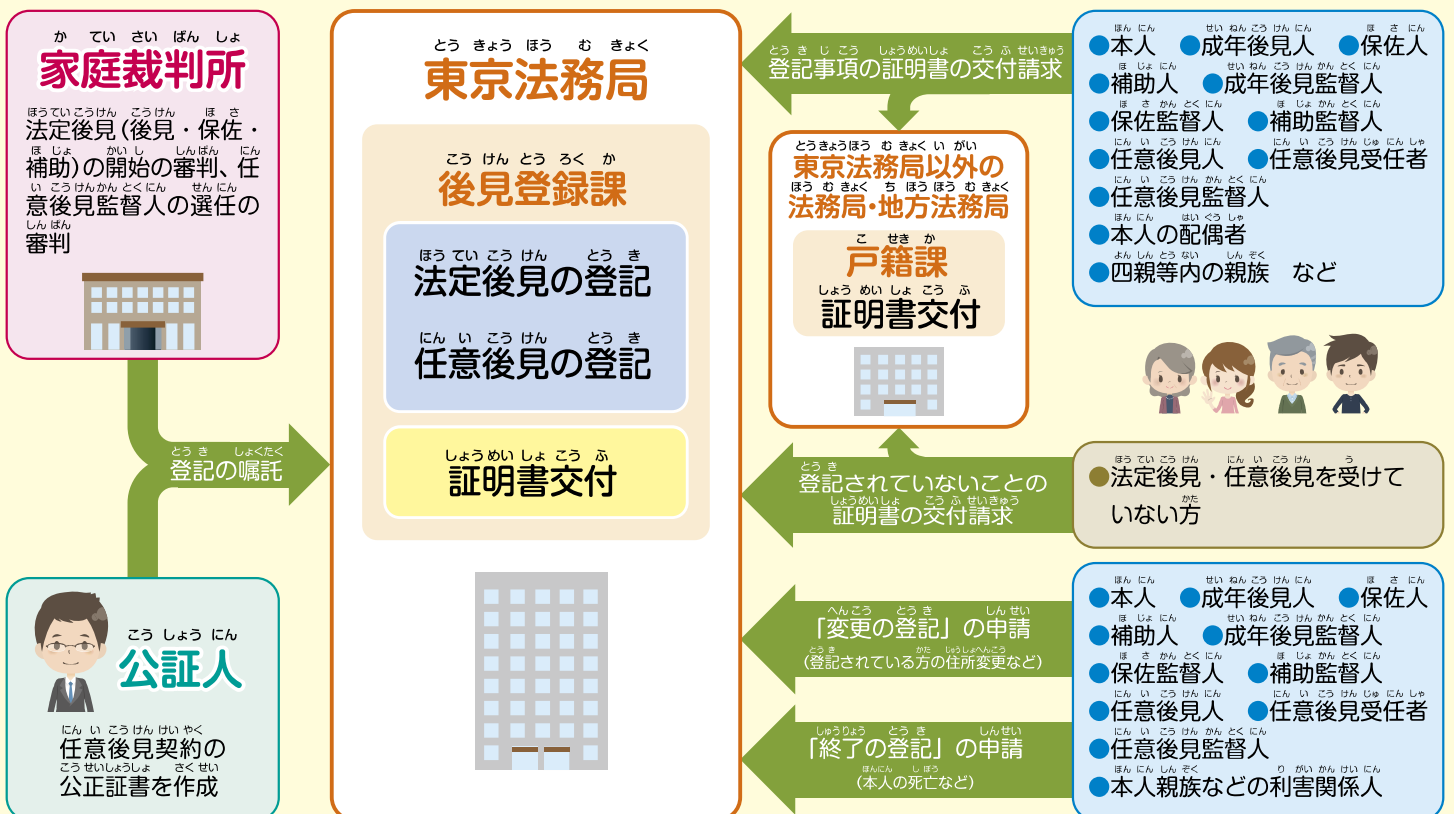
Q17 成年後見登記制度とはどんな制度ですか？



A 成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記官がコンピュータ・システムを用いて登記し、また、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)を交付することによって登記情報を開示する制度です。



成年後見登記制度のイメージ



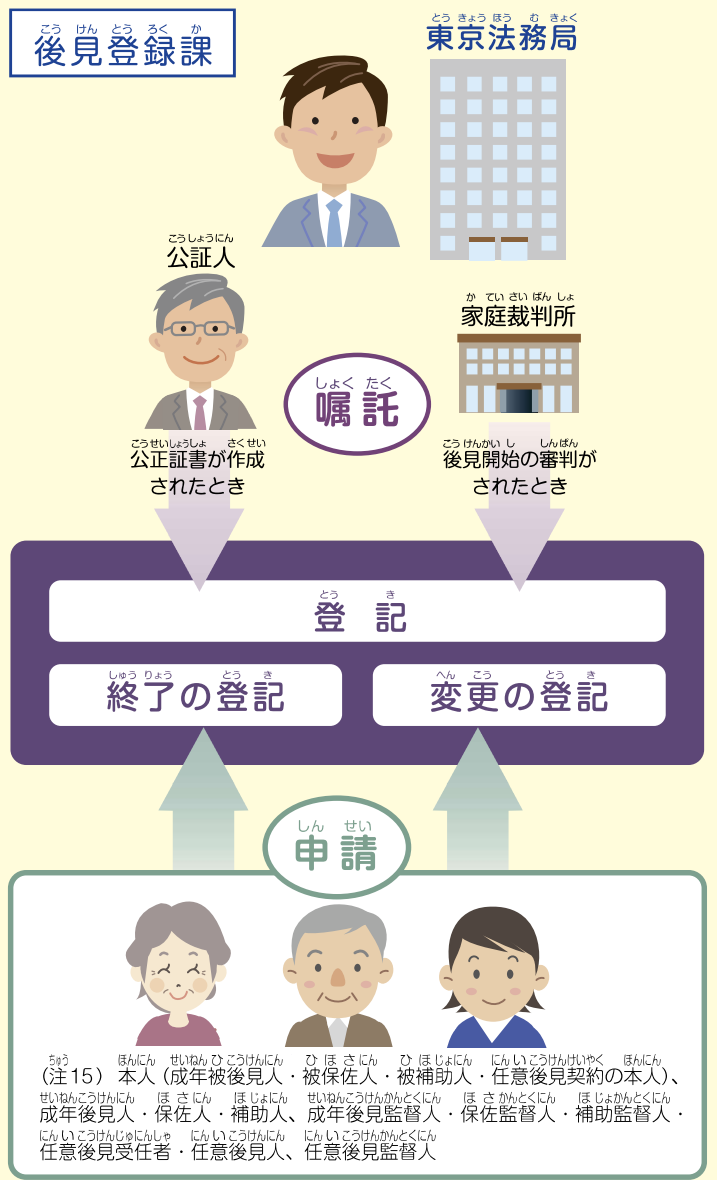
Q18

登記はどのように されるのですか？

A 東京法務局の後見登録課で、全国の成年後見登記事務を行っています。

後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所又は公証人からの嘱託によって登記されます。また、登記されている本人・成年後見人など(注15)は、登記後の住所変更などにより登記内容に変更が生じたときは「変更の登記」を、本人の死亡などにより法定後見又は任意後見が終了したときは「終了の登記」を、申請する必要があります。この「変更の登記」、「終了の登記」の申請は、本人の親族などの利害関係人も行うことができます。

登記の申請は、書留郵便やオンラインで行うこともできます(Q21)。



Q19

どのようなときに、登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を利用することができますか？

A たとえば、成年後見人が、本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法が考えられます。また、成年後見(法定後見・任意後見)を受けていない方は、自己が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。



どのように登記事項の証明書・登記されていないことの証明書の交付請求をするのですか？

A 証明書の交付請求をする場合には、請求者の住所、氏名、生年月日及び資格（本人との関係）などを記載した申請書に、所定の額（手数料）の収入印紙（注16）を貼り、必要な添付書面（注17）を添えて請求（注18）してください。請求は、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を同封して郵送で行うこともできます。なお、証明書を交付する際には、免許証・マイナンバーカード（注19）など本人確認のための資料の提示・提供をお願いしております。郵送で請求される場合には、コピーしたものを同封いただきますようご協力願います。

窓口での証明書の交付は、東京法務局民事行政部後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課で行っています。また、オンラインで証明書の交付請求をする方法もあります（Q21）。

- (注16) 登記事項の証明書 1通につき550円
 登記されていないことの証明書 1通につき300円

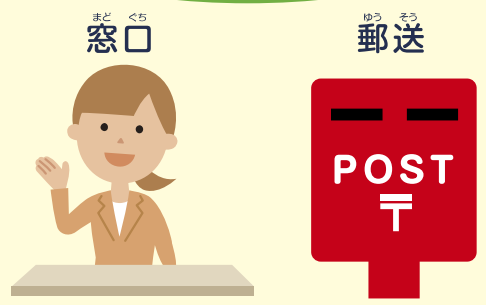
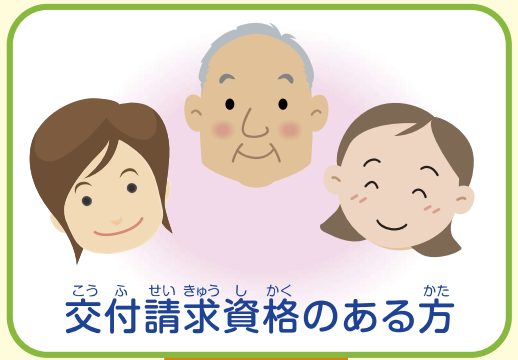
※ 当分の間、登記印紙も使用することができます。

(注17) 本人の配偶者又は四親等内の親族が証明書の交付請求をする場合には、親族関係を証する書面として作成後3か月以内の戸籍謄抄本や住民票等を添付する必要があります。

また、本人から委任を受けた代理人が、本人に代わって証明書の請求をすることもできますが、その場合には、委任状を添付することが必要となります。詳しくは法務局・地方法務局にお問い合わせください。

(注18) 登記事項の証明書について、特別の請求がない限り、住所等の変更前の登記事項は記載されません。

(注19) 表面（氏名・住所・生年月日等が記載されている面）のみをコピーしてください。



請求先窓口

東京法務局民事行政部後見登録課
 (東京法務局以外の) 法務局・地方法務局戸籍課

郵送での請求先

〒102-8226
 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
 東京法務局民事行政部後見登録課
 TEL. 03-5213-1234(代表) 03-5213-1360(ダイヤルイン)

証明書の申請書用紙は、最寄りの法務局・地方法務局（最終ページの電話番号一覧を参照してください。）又は法務省のホームページの成年後見制度のページ（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>）からお取り寄せください。



Q21

オンラインによる登記の申請や証明書の 交付請求をすることはできますか？

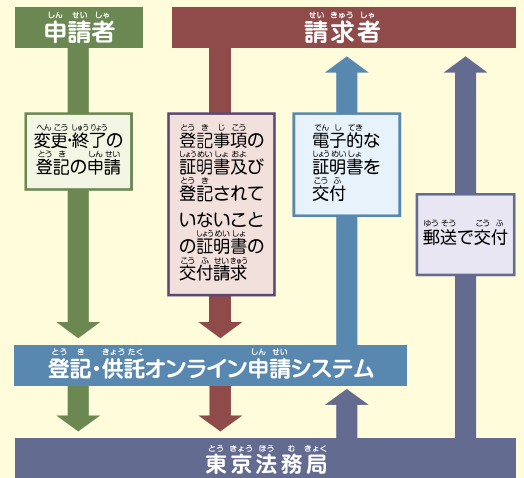


A 変更及び終了の登記の申請や登記事項の証明書の交付請求は、自宅やオフィスからインターネットにより登記・供託オンライン申請システムを利用して行うこともできます(注20)(注21)。

(注20) オンライン申請を行うには、認証機関から発行される電子証明書を取得する必要があります。利用できる認証機関は法務省ホームページに掲載されています。

(注21) 手数料の額、手数料の納付方法、その他オンライン申請の利用方法については、法務省ホームページ上の「オンライン申請」のページをご覧ください。

オンライン申請のイメージ



Q22

オンラインで証明書を請求するときの 手数料はどのようになりますか？



A 証明書の交付請求をオンラインにより行う場合には、電子データによって交付される「電子的な証明書」を求める方法と、従来どおりの紙の証明書の交付(郵送に限ります。)を求める方法とがあります。

それぞれの場合について、次のとおりの額の手数料を電子的に納付しなければなりません。

詳しくは、法務省ホームページ内の「オンライン申請」のページをご覧ください。

手数料	オンラインによる請求		窓口・郵送による請求
証明書の種類	紙の証明書	電子的な証明書	紙の証明書
登記事項の証明書	380円	320円	550円
登記されていないことの証明書	300円	240円	300円

Q23

誰が登記事項の証明書・登記されていない ことの証明書の交付を請求できますか？



A 証明書の交付請求ができる方は、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護との調和を図る観点から、登記されている本人、配偶者・四親等内の親族、成年後見人など一定の方に限定されています。なお、取引相手であることを理由に、請求することはできません。

成年後見制度についてわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

成年後見制度について

- 法務省民事局参事官室
TEL: 03-3580-4111(代表)
- 法テラス(日本司法支援センター)
TEL: 0570-078374 (コールセンター)
- 各市町村の地域包括支援センター
(障害者の相談窓口は各市町村)
- 全国の弁護士会
- 全国の司法書士会
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)
- 日本社会福祉士会及び各地の「権利擁護・成年後見センターぱあとなあ」
- 全国の社会福祉協議会

成年後見登記制度について

- 法務省民事局民事第一課
TEL: 03-3580-4111(代表)

登記の申請、証明書の請求などの手続について

- 東京法務局民事行政部後見登録課
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
TEL: 03-5213-1234(代表)、03-5213-1360(ダイヤルイン)

任意後見契約について

- 日本公証人連合会 TEL: 03-3502-8050
- 全国の公証役場

成年後見制度を利用するための申立ての手続や必要書類、費用などについて

- 全国の家裁裁判所

登記事項証明書及び登記されていないことの証明書の交付請求、申請用紙などについて

東京法務局	03-5213-1360	名古屋法務局	052-952-8072	宮崎地方法務局	0985-22-5250
横浜地方法務局	045-641-7976	津地方法務局	059-228-4192	那覇地方法務局	098-854-7953
さいたま地方法務局	048-851-1000	岐阜地方法務局	058-245-3225	仙台法務局	022-225-5734
千葉地方法務局	043-302-1316	富井地方法務局	0776-22-5090	福島地方法務局	024-534-1933
水戸地方法務局	029-227-9911	金沢地方法務局	076-292-7829	山形地方法務局	023-625-1321
宇都宮地方法務局	028-623-0921	富山地方法務局	076-441-0550	盛岡地方法務局	019-624-1141
前橋地方法務局	027-221-4466	広島法務局	082-228-5765	秋田地方法務局	018-862-1129
静岡地方法務局	054-254-3555	山口地方法務局	083-922-2295	青森地方法務局	017-776-6231
甲府地方法務局	055-252-7176	岡山地方法務局	086-224-5659	札幌法務局	011-709-2311
長野地方法務局	026-235-6611	鳥取地方法務局	0857-22-2260	函館地方法務局	0138-23-9526
新潟地方法務局	025-222-1561	まつえ 松江地方法務局	0852-32-4230	旭川地方法務局	0166-38-1165
大阪法務局	06-6942-9459	福岡法務局	092-721-9334	釧路地方法務局	0154-31-5015
京都地方法務局	075-231-0199	佐賀地方法務局	0952-26-2185	高松法務局	087-821-6191
神戸地方法務局	078-392-1821	ながさき 長崎地方法務局	095-820-5953	徳島地方法務局	088-622-4171
奈良地方法務局	0742-23-5534	おおいち 大分地方法務局	097-532-3347	高知地方法務局	088-822-3331
大津地方法務局	077-522-4692	くまもと 熊本地方法務局	096-364-2145	まつやま 松山地方法務局	089-932-0888
和歌山地方法務局	073-422-5131	かごしま 鹿児島地方法務局	099-219-2100		

成年後見制度の詳細については、法務省のホームページの成年後見制度のページ (<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>) をご覧ください。

